

24林整計第123号

平成24年10月16日

(最終改正 令和8年3月31日 7林整計第593号-1)

各都道府県林務担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて

都道府県知事又は市町村の長が、森林の保続培養と森林生産力の増進を図る観点から、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの森林法に基づく諸制度を円滑に実施していく上で、森林所有者を把握することは極めて重要である。

このため、森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）により、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出制度が創設され、行政が保有する森林所有者等の情報の利用等の規定とあわせて、森林所有者の把握を円滑に行えるよう措置されたところである。

一方、森林所有者情報については、森林法に基づく諸制度の実施に加えて、森林施業の実施の効率化を図る上で重要な施業集約化を推進するため、その充実が必要不可欠であり、本届出制度の適切な執行が求められるところである。

こうした中、市町村実務担当者が本届出制度についての理解を深め、適切な運用を図っていただくため、別紙のとおり、森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルを業務の参考として作成したので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段のご配慮をお願いする。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願います。

森林の土地の所有者届出制度 市町村事務処理マニュアル

平成24年10月
(最終改正 令和8年3月)

林野庁森林整備部計画課

目次

はじめに	1
1 マニュアルの対象	2
2 届出書を確実に提出してもらうための取組	3
3 事務処理マニュアル	3
(1) 事務処理の流れ	3
(2) 具体的な事務処理	5
(3) その他事務に係る留意事項	10
(4) 届出書の様式	13
(5) 届出書の確認のポイント	14
(6) 届出書の記載例	15
(7) 保安林等に係る届出の内容の通知の記載要領	28
(8) 指導書の作成例	29
4 Q&A	30
5 参考資料	35
(1) 関係法令	35
(2) 関係通知	38

はじめに

【本マニュアルの目的】

- (1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき、森林の保続培養と森林生産力の増進を図る観点から、都道府県知事又は市町村の長が、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施していく上で、森林所有者を把握することは極めて重要です。
- (2) このため、森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）により、新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村の長への事後届出制度（以下「森林の土地の所有者届出制度」という。）が創設され、行政が保有する森林所有者等の情報の利用等の規定とあわせて、森林所有者の把握を円滑に行えるよう措置しているところです。
- (3) また、森林所有者情報については、森林法に基づく諸制度の実施に加えて、森林施業の実施の効率化を図る上で重要な施業集約化を推進するため、その充実が必要不可欠であり、森林の土地の所有者届出制度の適切な執行が求められます。
- (4) さらに、森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）により、市町村が、林地台帳及び森林の土地に関する地図（林地台帳地図）を作成し、公表する制度が創設されたことに伴い、市町村は届出に記載された事項を適切に林地台帳に反映することが求められます。

本マニュアルは、この新たな制度を市町村が適切に進めていく上で実施すべき基本的な事項等をまとめたものです。

【改正履歴】

○令和 3 年 10 月の主な改正内容

- ・ 地方分権提案を受け、届出書の提出について電子メールによる提出が可能であり、届出様式のファイル形式は問わず各市町村の文書管理に関する規定に従った上で事務実態に合わせた方法として構わない旨を明記

○令和 8 年 3 月の主な改正内容

- ・ 告示様式改正（令和 8 年 4 月 1 日施行）により届出書記載事項に所有者の国籍を追加したことによる所要の改正
- ・ 森林経営管理法改正（令和 8 年 4 月 1 日施行）により権利集積配分一括計画での所有権移転の場合に本制度の届出を不要とする特例の記載を追加
- ・ 不動産登記法改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）に伴う、相続登記の申請義務化を受けた所要の改正

1 マニュアルの対象

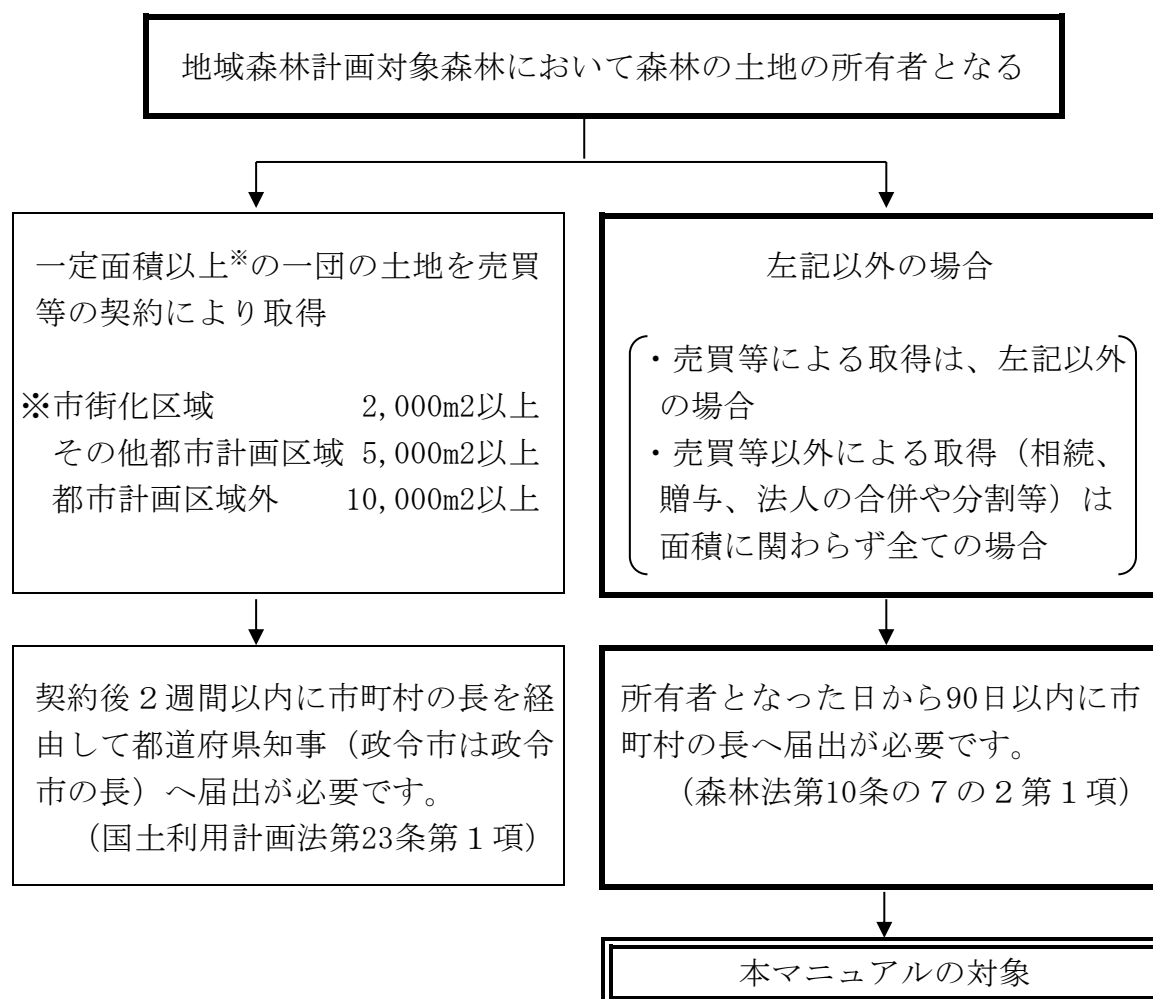
森林の土地の所有者届出制度では、

- ① 地域森林計画の対象となっている民有林（森林法第5条に定める森林。以下「地域森林計画対象森林」という。）において、
- ② 売買、相続、贈与、遺贈、土地の交換、譲渡担保その他の契約、法人の分割や合併など移転の事由を問わず、森林の土地の所有権の移転について、
- ③ 所有者となった森林の土地の規模や、届出義務者が個人であるか、地方公共団体を含む法人であるかに関わらず、

当該土地の存する市町村の長に森林の土地の所有者届出が必要となり、本マニュアルではその基本的事項について解説しています。

一方、一定面積以上の森林の土地の売買等の契約（対価を伴う所有権等の権利の移転に関する契約）を行った場合には、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定による届出が必要となり、この届出をしたときは、森林の土地の所有者届出は行う必要はありません。

なお、本制度に基づく森林の土地の所有者届出の行為によって、当該土地の所有権の帰属が確定されるものではないことに留意する必要があります。



2 届出書を確実に提出してもらうための取組

本制度は、売買、相続等により森林の土地を所有することとなったときは、その土地の規模の大小に関わらず、森林の土地の所有者となった旨の届出書（以下「届出書」という。）の提出の義務が等しく課せられるものです。

このため、都道府県知事及び市町村の長は、本制度の内容について、広報、パンフレットの配布、掲示、窓口への備え付け等により、現に森林の土地の所有者である者はもとより広く住民に周知徹底し、法が遵守されるよう配慮することが重要です。

特に、相続においては、日頃森林・林業と関わりが少ない者が森林の土地を取得することも想定され、市役所や町村役場の住民窓口で、死亡に関する届出（死亡届のほか、世帯主変更、国民健康保険、国民年金等に係る届出）のリスト表に、「森林の土地を所有していた者に係る相続については相続人が届出書の提出を行う必要がある」旨を記載し、手交するといった方法が効果的です。

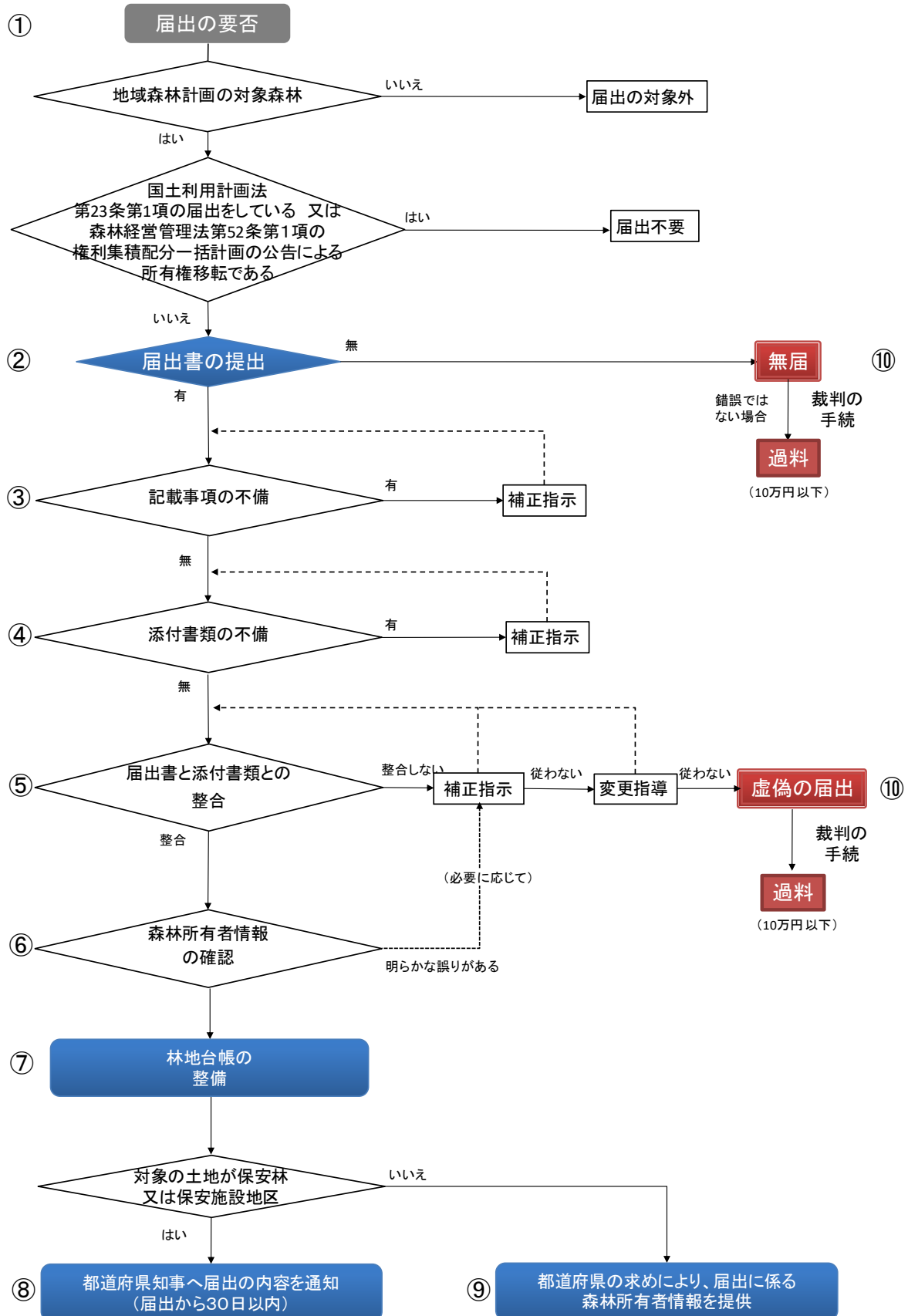
3 事務処理マニュアル

(1) 事務処理の流れ【概略】

森林の土地の所有者届出制度の流れについては、次ページのフローチャートのとおりです。本章では、フローチャートの順に必要な手続や留意すべき事項などを記述しています。

なお、フローチャート中の丸数字は「(2) 具体的な事務処理」の各項目に対応しています。

森林の土地の所有者届出制度フローチャート



(2) 具体的な事務処理

① 届出の要否の確認

ア 届出書の提出が必要となるのは、個人であるか、地方公共団体を含め法人であるかを問わず、地域森林計画対象森林の土地の所有者となった場合であり、届出書に記載されている土地の所在場所の地番等を基にして、林地台帳、森林の土地に関する地図（林地台帳地図）、森林簿、森林計画図等と照合し、届出の対象の森林の土地が地域森林計画対象森林であるか否かを確認します。

このとき、地域森林計画対象森林でない場合は、届出の対象外である旨を指導します。

また、森林の土地の所有権以外の権利の取得については届出は不要であり、地上権や賃借権といった権利を取得した場合は届出の対象とはなりません。

なお、森林の土地の所有権の取得と併せて、地方公共団体が道路開設を行う場合、事業者が当該森林について森林法第 10 条の 2 の規定に基づく開発行為の許可を受けて他の用途へ転用する場合など、地域森林計画の対象とする森林から除外されることが確実であるときは、届出書の提出を要さないものとして運用して差し支えありません。

イ 国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出をしている場合に、本制度に係る届出書の提出を求める必要はありません。

なお、同法に基づく届出の対象となる面積規模の森林の土地の売買につき、本制度に係る届出書の提出があった場合の取扱いについては、「(3)② 国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出との関係」を参照してください。

ウ 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づく「権利集積配分一括計画」（同法第 51 条第 1 項）のうち所有権の移転（同条第 4 項）を含むものについては、市町村による公告（同法第 52 条第 1 項）によって、当該権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権の移転が生じますが、市町村がその内容を把握していることから、本制度の届出があったものとみなされます（同法第 55 条）。

そのため、所有者による届出書の提出は不要ですが、市町村においては、⑦の林地台帳への反映や、保安林等である場合は⑧の都道府県知事への通知が必要となります。

② 届出書の提出

届出書については、所有者となった森林の土地が所在する市町村の長へ提出することとされており、その際、郵送や電子メール等による提出、届出の提出行為の他者への委任が可能です（電子メールによる提出については、「(3) ④ 電子メールによる届出書の提出」を参照してください）。

また、相続後法定相続人の共有物となっている場合など、森林を複数の所

有者で取得し共有することとなった場合、共有者がそれぞれ届出書を提出することも、連名で一の届出書を提出することも可能です（相続の場合の例は「(5)届出書の記載例」③及び④を参照してください）。

③ 届出書の記載事項の確認

ア 届出書の記載事項に不備がないことを確認します（「(4)届出書の記載要領」を参照してください）。不備がある場合には、補正するよう指示し、再提出させます。

イ 記載事項は次のとおりです。

(ア) 全ての届出人が記載する事項

- ・ 所有権移転年月日
- ・ 所有権移転の原因
- ・ 前所有者の氏名（法人の場合は名称）、住所（法人の場合は本店の所在地）
- ・ 届出人（新所有者）の氏名（法人の場合は名称）、住所（法人の場合は本店の所在地）、連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- ・ 届出人の住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先（別紙で提出するものとし、国内の連絡先がない場合は別紙又は届出書の備考欄にその旨を記載）
- ・ 届出人の国籍等（永住者又は特別永住者である場合はその旨を含む）（法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国）
- ・ 土地の所在場所（市町村名、大字、字等及び地番）
- ・ 土地の面積（ヘクタール単位にて小数第4位まで）
- ・ 土地の持分割合（新たに所有者となった土地について共有している場合に記載）
- ・ その他参考となる事項として、森林の土地の用途、森林の土地の境界等

(イ) 届出人が法人の場合のみ記載する事項

- ・ 法人の代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名）
- ・ 法人の代表者の国籍等（永住者又は特別永住者である場合はその旨を含む）（代表者が法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国）
- ・ 法人の役員について、同一の国籍等を有する者が過半を占める場合、その国名等
- ・ 法人の議決権について、同一の国籍等を有する者が過半を保有する場合、その国名等

ウ 届出書の提出は、新たに森林の土地の所有者となった日から 90 日以内に行うこととされており、届出の日付が、届出書に記載された所有者となった日から 90 日以内であることを確認します。

なお、「所有者となった日」とは、所有権の移転の原因が相続の場合に

は相続開始の日（被相続人の死亡の日）、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合にはその終了の日となり、相続発生から 90 日以内に分割協議が調わない場合には、相続開始の日から 90 日以内に法定相続人の共有物として届出を行うとともに、分割協議により持分に変更があった場合には分割協議終了後 90 日以内に再度届出を行う必要があります（「4 Q&A」問 3 を参照してください。）。また、売買等の契約の場合には土地の引き渡しの日となります。

④ 届出書の添付書類の確認

- ア 届出書の添付書類に不備がないことを確認します。不備がある場合には、補正するよう指示し、再提出させます。
- イ 添付書類は、届出に係る森林の土地の位置を示す地図及び当該森林の土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面が必要です。
- ウ 「土地の位置を示す地図」は、届出に係る森林の土地の全てについてその位置を示したものであることが必要です。具体的には、当該森林の土地の位置が把握されるものであればよく、登記所備付地図、公図、地積測量図や土地所在図の写し、市町村、民間企業等が作成した地図の写しのほか、インターネットで無料提供されている地図に当該森林の土地のおおまかな位置を記入したものも該当します。
- エ 「土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面」は、届出の対象としている森林の土地及び新たに森林の土地の所有者となった者が確認できるものが必要であり、登記事項証明書のほか、その写し、森林の土地の売買契約書、贈与契約書、遺産分割協議の協議書や目録、登記済証の写しなど届出者が当該森林の土地の所有権を有することを証明することができる書面が該当します（「4 Q&A」問 4 及び問 5 を参照してください。）。

⑤ 届出書と添付書類との整合の確認

- ア 届出書に記載された森林の土地の所在場所と届出人が、添付されている届出の原因を証明する書類と整合していることを確認します。
- イ これらが整合しない場合には、届出人に内容を確認の上、届出書又は添付書類の補正を指示します。指示に従わない場合には、是正すべき旨を文書で指導し、その文書の中で、指導に従わない場合には「虚偽の届出」に該当する旨を明示します（「⑩無届又は虚偽の届出に係る事務処理」を参照してください）。
- ウ なお、届出書に記載されている届出人の住所、所有権移転の原因、所有権移転年月日等については、添付書類を確認の上、必要があれば届出人に確認を行うこととなりますが、添付書類に加えて追加的に書類等の提出を求めることは要しません。

⑥ 森林簿及び他部局や他機関が保有する森林所有者情報の確認

ア 市町村林務部局が保有する林地台帳の森林の土地の所有者情報、森林簿等の森林情報、都道府県が保有する保安林又は保安施設地区に関する情報のほか、必要に応じて、市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等について森林法第 191 条の 2 の規定に基づく森林所有者等に関する情報の利用等により、届出書に記載された森林の土地の所在場所に対応する森林所有者又は森林の土地の所有者の情報を確認します。

「市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等」として以下の様なものがあります。

- ・ 地籍調査により得られた市町村地籍担当部局が保有する森林所有者等に関する情報
- ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条第 1 項及び第 2 項の規定による登記所から市町村長への通知（登記済通知書）に記載された情報
- ・ 地方税法第 341 条第 9 号に規定する固定資産課税台帳に記載されている情報

固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報（※）について、市町村林務部局はその提供を受けることが可能とされています。

※ 所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号に限る。

なお、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に関する情報については、これら情報に加え、その森林の土地の面積、持分（共有林に限る。）についても提供を受けることが可能。

具体的には、地域森林計画対象森林の土地の地番等のリスト（森林簿等）を市町村林務部局から税務部局に提供した上で、固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報を照会し、情報の提供を受けることができますが、その他の照会方法についても、事前に税務部局と調整の上で可能です。

イ このとき、例えば、届出書の添付書類が売買契約書であり、登記情報を確認した際に当該売買に係る所有権移転の登記と届出書の内容が異なる場合など、明らかに届出書等の内容が誤りであると認められる場合には、届出人に内容を確認の上、届出書又は添付書類の補正を指示します。指示に従わない場合には、是正すべき旨を文書で指導し、その文書の中で、指導に従わない場合には「虚偽の届出」に該当する旨を明示します（「⑨無届又は虚偽の届出に係る事務処理」を参照してください。）。

これらの情報確認や補正を通じて、届出書に記載された事項が適当であると認められる場合には、届出書に記載された事項を林地台帳に反映します（「⑦林地台帳への反映」を参照してください。）。

⑦ 林地台帳への反映

ア 本制度は森林法に基づく諸制度の円滑な実施のため森林所有者を把握す

ることを目的としており、届出書によって得られた森林の土地の所有者に関する情報を整理することが重要です。

イ このため、市町村の長は、届出書の提出があり、その内容が適当であるときは、当該届出書に記載された森林の土地について、一筆ごとに、当該土地の所有者の住所及び氏名（法人にあっては名称）、共有の有無、届出年月日、国籍等を林地台帳の現に所有している者・所有者とみなされる者欄に反映します。

なお、林地台帳の記載事項に国籍等が追加されるのは令和9年4月1日以降となりますが、それまでの間については、提出された届出書を保管し、林地台帳への国籍等の記載が可能となったときに、届出書の記載内容を反映するものとします。

ウ また、①ウの権利集積配分一括計画の公告による所有権の移転、⑨の遅延届出及び(3)②の国土利用計画法第23条第1項の規定による届出の情報が得られたときも、森林所有者情報の整理のため、林地台帳に反映することが望まれます。

⑧ 保安林又は保安施設地区である森林の土地に係る都道府県知事への通知

ア 市町村の長は、届出書に記載された森林の土地が、⑥の森林簿及び他部局や他機関が保有する森林所有者情報の確認等により、保安林又は保安施設地区の区域内の森林であることを確認した場合には、届出のあった日から30日以内に都道府県知事に対して届出の内容を通知します。

当該通知は届出書の写しを添えて行い、複数の届出について一括して通知することもできます。

なお、①ウの権利集積配分一括計画の公告による所有権の移転があった場合は、本制度の届出があったものとみなされることから、届出があった場合と同様に、保安林又は保安施設地区の区域内の森林であるか否かの確認及び都道府県知事に対しての通知が必要です。

イ これらの具体的な手続においては、市町村の長の求めに応じ森林法第191条の2第2項の規定に基づき都道府県知事が保安林台帳等の情報を市町村の長に提供する、又は、市町村の長が届出のあった土地の地番を都道府県知事に照会することにより、保安林等であるか否かを確認し、該当する届出について都道府県知事に通知するという方法のほか、保安林等以外の森林に係る届出とあわせ、全ての届出の内容を都道府県知事に通知するという方法が考えられます。

また、届出があった都度通知を行うのではなく、例えば、月前半にあった届出は月末までに、月後半にあった届出は翌月前半に、それぞれまとめて通知するという方法も可能です。

ウ なお、当該通知を受けた都道府県知事は、届出書の写しの情報を基に、必要に応じて、保安林台帳及び保安施設地区台帳の訂正を行うよう努めるものとされています。

⑨ 無届又は虚偽の届出に係る事務処理

ア 森林の土地の所有者届出の必要性については、「はじめに」で述べたとおりですが、新たに森林の土地の所有者となったにも関わらず届出を行わないこと又は虚偽の届出をすることは森林法違反であり、本制度の目的を達成する上でも問題となります。

イ 森林の土地の所有者となった日から 90 日を超えた日に届出書の提出が行われた場合（遅延届出）や、⑥の森林簿及び市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報、⑦の林地台帳の確認等を通じて、森林の土地の所有権の取得に関する情報が確認されたが、その取得の日から 90 日以内に届出書の提出が行われていない場合には、無届に該当することとなるため、次のとおり事務処理を行います。

(ア) 森林の土地の所有権を取得した者から、届出書の提出が期限までに行われなかった事情や届出書の提出をしていない事情を聴取します。

(イ) このとき、

a その者が森林の土地の所有者届出制度を了知していないと認められる場合又は錯誤による場合など悪質でない場合にあっては、次回同様に新たに森林の土地の所有者となったときに期限までに届出書の提出をしない場合には過料の手続を行う旨を文書に明示して指導します。また、届出書の提出が行われていない場合には、届出書の様式に必要な事項を記載した書面を速やかに提出するよう、文書により指導を行います。当該書面や遅延届出により得られた情報も林地台帳に反映します。

b 一方、以前に無届に係る指導を受けたにもかかわらず新たに森林の土地の所有者となったときに届出書の提出をしなかった場合、又は、制度を了知しているにもかかわらず故意に届出書の提出をしなかった場合など悪質な場合には、過料の手続を行います（「(3)③過料の手続」を参照してください。）。

ウ また、⑤の届出書と添付書類との整合の確認や、⑦の林地台帳、森林簿及び他部局や他機関が保有する森林所有者情報の確認の過程で、届出書や添付書類の補正の指示及び指導に従わない場合など悪質な場合には、虚偽の届出に該当するものとして、過料の手続を行います（「(3)③過料の手続」を参照してください。）。

(3) その他事務に係る留意事項

① 森林法に基づく諸制度の周知

ア 市町村の長は、届出書の提出があった場合、届出者に対し、届出が行われた森林においては、土地の形質の変更、立木の伐採等について、森林法に基づく許可や届出が必要であることについて指導を行うよう努めます。

イ 特に、届出者が外国籍の者や国外居住者である場合は、我が国の法制度

を熟知していないことも想定し、相手方の言語や文化的背景にも配慮した方法で指導を行うことが望ましいところです。

② 国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出との関係

ア 国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出をしたときは届出書の提出を要しないこととされていますが、本制度の趣旨を踏まえれば、市町村林務部局において国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出に係る森林の土地の所有者の情報についても把握することが望ましいところです。

イ このため、当該届出を受けた市町村土地部局は、当該届出のうち森林の土地に係るものについて森林法の届出事項に相当する事項を速やかに市町村林務部局に提供するものとされています。

なお、土地部局から提供された情報についても林地台帳に反映します。

ウ 一方、森林の土地の所有者届出のあった土地について、その権利移転の原因が売買等とされ、取引の規模が大きく明らかに国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出の対象と考えられるものについては、市町村林務部局から市町村土地部局への情報提供を行うことが適切です。

例えば、届出書に記載された土地面積の合計が 10,000m² 以上（都市計画区域外）である場合（所有権の移転の原因が相続、贈与、遺贈その他対価を伴わないことが明らかなものを除く。）について、市町村林務部局から市町村土地部局に対して当該届出書の内容を速やかに情報提供するなど、連携の方法を調整の上、対応します。

エ また、国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出が行われていない森林の土地の所有権の移転については、森林法の届出の対象となるので、同項の規定による届出期限（売買等の契約後 2 週間後）を過ぎた届出の情報について、土地部局から情報提供が行われた場合には、林務部局においても、当該売買を行った者に対して、必要に応じて森林法に基づく届出についての指導を行います。

③ 過料の手続

ア 過料は刑罰ではありませんが法の違反に科される行政処分であり、手続は非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）に基づき進められることとなります。

イ 過料は裁判により確定されるものであり、具体的には次のような流れとなります。

(ア) 市町村が、法の違反の事実を記した書類及び法違反をした当事者を確認できる書類を、その者の住所地を管轄する地方裁判所に送付します。

(イ) 地方裁判所は、検察官の意見を聴くとともに当事者の陳述を聴き、裁判を行います。なお、当該裁判について、当事者及び検察官は即時抗告をすることができます。

(ウ) 確定した過料について、検察庁から当事者へ納付書を送付し、納付金は国庫に納められます。なお、過料を納付しない場合には強制執行の対象となります。

④ オンライン（電子メール等）による届出書の提出

オンラインによる届出書の提出に当たっては、届出の方法（申請フォーム、電子メールなど）やファイル形式（Word、Excel、PDF など）は問わず、各市町村の文書管理に関する規程に従った上で、森林所有者情報の確認や林地台帳への反映に係る事務の実態に合わせた方法としていただいて構いません。様式のファイルや提出先のアドレスをあらかじめ市町村の Web サイトに掲載しておくことも、作業の効率化において効果的です。

なお、林野庁の Web サイトにも、Excel 形式の届出書作成支援ファイルを掲載することとしており、このデータを各市町村で直接受け付けることも可能です。

(4) 届出書の様式

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和 37 年 7 月 2 日農林省告示第 851 号）「3 規則第 7 条第 1 項の届出書の様式」

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

1 所有権の移転に関する事項

所有権移転年月日※1		年 月 日		所有権移転の原因※2		□売買 □相続 □その他（ ）	
届出人である新所有者（譲受人、相続人等）						前所有者（譲渡人、被相続人等）	
全ての届出人が記載	氏名（法人の場合は名称）				前所有者氏名（法人の場合は名称）		
	住所（法人の場合は本店の所在地）※3 〒 —				前所有者住所（法人の場合は本店の所在地） 〒 —		
	連絡先 ※3	電話番号			※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日（被相続人の死亡の日）、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載		
		メールアドレス					
国籍等 ※4	□日本国籍 □日本国籍以外（国名等： ） ↳□うち、永住者又は特別永住者 ※5			※2 所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載			
届出人が法人の場合のみ記載	代表者	代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名）				※3 住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出	
	国籍等 ※4	□日本国籍 □日本国籍以外（国名等： ） ↳□うち、永住者又は特別永住者 ※5				※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載	
	役員 ※6	□日本国籍の者が役員等の過半を占める □日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める（国名等： ） □上記のいずれにも該当しない ※8				※5 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る）	
	議決権 ※7	□日本国籍の者が議決権等の過半を保有 □日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有（国名等： ） □上記のいずれにも該当しない ※8				※6 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様 ※7 議決権保有者が法人である場合は※4と同様 ※8 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択	

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3
	市町村名、大字、字 等	地番		
1				
2				
3				
4				
5				
合計				

※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載

※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載

※3 新たに所有者となつた土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	□森林として所有 □林地の開発（具体的には、 ） □その他（具体的には、 ） ※（ ）には、林地の開発やその他所有の目的（例：住宅建築）を記載。
森林の土地の境界	□地籍調査済又は測量済 □未測量であるが境界は把握 □境界未把握、不明等
備考	

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 規則第 7 条第 2 項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

(5) 届出書の確認のポイント

様式は正しいか

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

←森林の土地が所在する市町村長名か

所有権移転年月日から↑
90日以内か

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

1 所有権の移転に関する事項

↓添付書類と整合する日付か

↓選択されているか

所有権移転年月日※1		年 月 日	所有権移転の原因※2		□売買 □相続 □その他 ()	
届出人である新所有者(譲受人、相続人等)					前所有者(譲渡人、被相続人等)	
全ての届出人が記載	氏名(法人の場合は名称)		法定相続人が共同で届け出る場合、別紙に記載してもよい		前所有者氏名(法人の場合は名称)	
	住所(法人の場合は本店の所在地)※3		住所が国外の場合、国内の連絡先が別紙提出されているか		(法人の場合の代表者名) 前所有者住所(法人の場合は本店の所在地)	
	連絡先※3	電話番号	メールアドレスがない場合は電話番号のみで可		※1 前所有者が共有で複数名いる場合、別紙に記載してもよい	
	メールアドレス				場合は相続開始の日(被相続人の死亡の日)、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載	
国籍等※4		□日本国籍 □日本国籍以外(国名等:) □うち、永住者又は特別永住者 ※5		←どちらかが選択されているか 日本国籍以外の場合に国名記載があるか		その他の具体的
届出人が法人の場合のみ記載	代表者	代表者の氏名(代表者が法人の場合は法人名)		※4 住所(法人の場合は本店の所在地)が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出		
	国籍等※4	□日本国籍 □日本国籍以外(国名等:) □うち、永住者又は特別永住者 ※5		※5 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印		←届出人が法人の場合に、代表者、役員、議決権の全ての欄で記載・選択があるか 日本国籍以外の場合に国名記載があるか
	役員※6	□日本国籍の者が役員等の過半を占める □日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める(国名等:) □上記のいずれにも該当しない ※8		※6 議決権保有者が法人である場合は※4と同様		
	議決権※7	□日本国籍の者が議決権等の過半を保有 □日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有(国名等:) □上記のいずれにも該当しない ※8		※7 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択		

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3
	市町村名、大字、字 等	地番		
1				
2				
3				
4				
5				

※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙

・届出先市町村と一致しているか
・添付書類と整合する所在場所か
・地番(筆)ごとに記載されているか
※6筆以上の場合は別紙に記載

←共有の場合記載があるか(別紙や備考欄記載も可)
届出人が今回取得した持分の割合が記載されているか

・面積は ha 単位となっているか(m²でないか)↑
・小数第5位を四捨五入して第4位まで記載されているか

※2 新たに所有者となった土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	□森林として所有 □林地の開発(具体的には、 □その他(具体的には、 ※()には、林地の開発やその他所有の目的(例:住宅建築)を記載。	・いずれかが選択されているか ・「森林として所有」以外の場合に具体的な用途が記入されているか
森林の土地の境界	□地籍調査済又は測量済 □未測量であるが境界は把握 □境界未把握、不明等	
備考		

注意事項

- 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村長に届出する。
- 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

添付書類(地図、所有を証明する書類)が2種類とも添付されているか

(6) 届出書の記載例

① 届出人が個人で森林の土地を売買で取得した場合

3 規則第7条第1項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

↓土地の引渡し日から 90 日以内
である必要

令和8年(2026年)12月1日

〇 〇 市 長 殿

↑森林の土地が所在する市長に提出（届出人住所地ではない）
※取得した森林の土地が複数の市町村に存する場合は、それぞれの市町村に提出 け出ます。

1 所有権の移転に関する事 ↓土地の引渡し日を記載

所有権移転年月日 ※1	令和8年(2026年)9月15日	所有権移転の原因 ※2	☒ 売買 ☐ 相続 ☐ その他()
届出人である新所有者（譲受人、相続人等）		前所有者（譲渡人、被相続人等）	
全ての届出人が記載	氏名（法人の場合は名称） 材木 和男	前所有者氏名（法人の場合は名称） 杉林 太 （法人の場合の代表者名）	
	住所（法人の場合は本店の所在地） ※3 〒 000 - 0000 〇〇市△△町 1 - 2 - 3	前所有者住所（法人の場合は本店の所在地） 〒 000 - 0000 ●●市□□町 5 - 6 - 7	
	連絡先 ※3 電話番号 XXX-XXX-XXXX メールアドレス abcde@fgh.ne.jp	※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日（被相続人の死亡の日）、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載	
	国籍等 ※4 ☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） └ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5	※2 所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載	
届出人が法人の場合のみ記載	代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名） 国籍等 ※4 ☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） └ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5	※3 住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出	
	役員 ※6 ☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める（国名等： ） ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8	※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載	
	議決権 ※7 ☐ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 ☐ 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有（国名等： ） ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8	※5 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る）	
		※6 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様	
		※7 議決権保有者が法人である場合は※4と同様	
		※8 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択	

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3	
	市町村名、大字、字 等	地番			
1	〇〇市▽▽▽	1111	0.1020	※1 一筆の土地ごとに記載。全て ←届出先市町村内にある購入森林の全てを記載する ※6筆以上ある場合は別紙に記載（記載例⑦参照）	
2	〇〇市▽▽▽	1112	0.2111		
3	〇〇市▽▽▽	1120	0.0322		
4	〇〇市▽▽▽	1122	0.4050		
5					ついて共有している場合、届出人の持分割合を記載
合計			0.7503		

3 その他参考となる事 ↓「森林として所有」以外の場合は具体的な用途を記載

森林の土地の用途	☒ 森林として所有 ☐ 林地の開発（具体的には、 ） ☐ その他（具体的には、 ） ※（ ）には、林地の開発やその他の所有の目的（例：住宅建築）を記載。
森林の土地の境界	☒ 地籍調査済み又は測量済 ☐ 未測量であるが境界は把握 ☐ 境界未把握、不明等
備考	

注意事項

- 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

② 届出人が個人で共有林の持分を売買で取得した場合

3 規則第7条第1項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

↓土地の引渡し日から 90 日以内
である必要

令和8年(2026年)11月10日

〇 〇 町 長 殿

↑森林の土地が所在する町長に提出（届出人住所ではない）

※取得した森林の土地が複数の市町村に存する場合は、それぞれの市町村に提出し届け出ます。

1 所有権の移転に関する ↓土地の引渡し日を記載

所有権移転年月日 ※1	令和8年(2026年)8月22日	所有権移転の原因 ※2	☒ 売買 ☐ 相続 ☐ その他()
届出人である新所有者（譲受人、相続人等）		前所有者（譲渡人、被相続人等）	
氏名（法人の場合は名称） 林野 次郎		前所有者氏名（法人の場合は名称） 森 花子 （法人の場合の代表者名）	
住所（法人の場合は本店の所在地） ※3 〒 000 - 0000 〇〇町大字△△123		前所有者住所（法人の場合は本店の所在地） 〒 000 - 0000 〇〇町大字□□567	
連絡先 ※3	電話番号	XXX-XXX-XXXX	
	メールアドレス	—	
国籍等 ※4	☒ 日本国籍		
	☐ 日本国籍以外（国名等： ） ↳ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5		
届出人が法人の場合のみ記載	代表者	代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名）	
	国籍等 ※4	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） ↳ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5	
	役員	☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める（国名等： ）	
	議決権 ※7	☐ 上記のいずれにも該当しない ※8 ☐ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 ☐ 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有（国名等： ） ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8	

※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日（被相続人の死亡の日）、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載
※2 所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載
※3 住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出
※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載
※5 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る）
※6 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様
※7 議決権保有者が法人である場合は※4と同様
※8 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合
	市町村名、大字、字 等	地番		
1	〇〇町▲▲111	1111	0.9000	1/2
2				
3				
4				
5				
合計			0.9000	

取得した共有林の持分割合を記載

共有林の全面積を記載 ※持分割合は乗じない

※1 筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載
※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載
※3 新たに所有者となった土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	☒ 森林として所有 ☐ 林地の開発（具体的には、 ） ☐ その他（具体的には、 ）
森林の土地の境界	☐ 地籍調査済み又は測量済 ☒ 未測量であるが境界は把握 ☐ 境界未把握、不明等
備考	

注意事項

- 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

③ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が未了の場合（１）
（法定相続人が別々に届出を提出）

※ 遺産分割協議が未了の場合、相続財産は法定相続人の共有物となります。

※ 下記は、法定相続人が子３名でそのうちの１名が届出を行う場合の例。

3 規則第7条第1項の届出書の様式

森林の土地の所有者届

↓相続開始日から90日以内である必要

令和9年(2027年)2月20日

〇 〇 村 長 殿

↑森林の土地が所在する村長に提出（届出人住所地ではない）

※取得した森林の土地が複数の市町村に存する場合は、それぞれの市町村に提出す。

1 所有権の移転に関する事項

↓相続開始日(営林森男さんが亡くなった日)

所有権移転年月日 ※1	令和8年(2026年)11月23日	所有権移転の原因 ※2	☐ 売買 ☒ 相続 ☐ その他()
届出人である新所有者（譲受人、相続人等）		前所有者（譲渡人、被相続人等）	
全 て の 届 出 人 が 記 載	氏名（法人の場合は名称） 営林 二郎	前所有者氏名（法人の場合は名称） 営林 森男 （法人の場合の代表者名）	
	住所（法人の場合は本店の所在地） ※3 〒 000 - 0000 ●●県▲▲市■町1-2-3	前所有者住所（法人の場合は本店の所在地） 〒 000 - 0000 〇〇村大字△△12	
	連絡先 ※3 電話番号 XXX-XXX-XXXX メールアドレス jiro@abcdmail.com	※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日（被相続人の死亡の日）、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載	
	国籍等 ※4 ☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） └ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5	※2 所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載	
届 出 人 が 法 人 の 場 合 の み 記 載	代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名）	※3 住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出	
	国籍等 ※4 ☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） └ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5	※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載	
	役員 ※6 ☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める（国名等： ）	※5 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る）	
	議決権 ※7 ☐ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 ☐ 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有（国名等： ） ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8	※6 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様 ※7 議決権保有者が法人である場合は※4と同様 ※8 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択	

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3	※1 一筆の土地ごとに記載。全て場合は、別紙に
	市町村名、大字、字 等	地番			
1	〇〇村△△	2012-11	2.5250	1/3	←法定相続分の持分割合を記載
2	〇〇村△△	2012-12	1.8695	1/3	
3	〇〇村△△	2012-13	3.3340	1/3	
↑他の相続人との共有となる村内にある相続森林の全てを記載		↑共有林の全面積を記載 ※持分割合は乗じない		※1 面積第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載 新たに所有者となった土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載	
合計		7.7285			

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	☐ 森林として所有 ☐ 林地の開発（具体的には、 ） ☒ その他（具体的には、 未定（遺産分割後検討） ） ※（ ）には、林地の開発やその他所有の目的（例：住宅建築）を記載。
森林の土地の境界	☐ 地籍調査済み又は測量済 ☐ 未測量であるが境界は把握 ☒ 境界未把握、不明等
備考	共有者である営林一郎は境界を承知している 【遺産分割協議未了（相続人単独届出）】

注意事項

↑相続の状況や、他の相続人等について参考となる事項があれば備考欄に記載

- 新たに所有
- 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

④ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が未了の場合（２）
（法定相続人が共同して届出を提出）

※ 遺産分割協議が未了の場合、相続財産は法定相続人の共有物となります。

※ 下記は、法定相続人が子３名で全員で共同して届出を行う場合の例。

3 規則第7条第1項の届出書の様式

森林の土地の所有者届

↓相続開始日から90日以内である必要

令和9年(2027年)2月20日

〇 〇 村 長 殿

↑森林の土地が所在する村長に提出（届出人住所地ではない）

※取得した森林の土地が複数の市町村に存する場合は、それぞれの市町村に提出 します。

↓相続開始日(営林森男さんが亡くなった日)

1 所有権の

所有権移転年月日 ※1		令和8年(2026年)11月23日		所有権移転の原因 ※2		☐ 売買 ☒ 相続 ☐ その他()	
届出人である新所有者（譲受人、相続人等）				前所有者（譲渡人、被相続人等）			
全ての届出人が記載	氏名（法人の場合は名称）			前所有者氏名（法人の場合は名称）			
	営林 一郎 ほか2名(別紙のとおり) ↑法定相続人が共同で届け出る場合は、届出人を別紙で記載してよい			営林 森男 (法人の場合の代表者名)			
	住所（法人の場合は本店の所在地）			前所有者住所（法人の場合は本店の所在地）			
	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇			〇〇村大字△△12			
連絡先 ※3	電話番号		メールアドレス		※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日（被相続人の死亡の日）、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載		
国籍等 ※4	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） うち、永住者又は特別永住者 ※5		※2 所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載				
届出人が法人の場合のみ記載	代表者	代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名）		※3 住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出			
		国籍等 ※4	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） うち、永住者又は特別永住者 ※5		※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載		
	役員	☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める（国名等： ）		※5 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る）			
		☐ 上記のいずれにも該当しない ※8		※6 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様			
議決権 ※7	☐ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 ☐ 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有（国名等： ） ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8		※7 議決権保有者が法人である場合は※4と同様 ※8 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択				

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3	
	市町村名、大字、字 等	地番			
1	〇〇村△△	2012-11	2.5250		※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載 ※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載
2	〇〇村△△	2012-12	1.8695		
3	〇〇村△△	2012-13	3.3340		
↑村内にある相続森林の全てを記載					↑共同で届け出る場合、持分割合は備考欄や別紙の記載でよい
合計			7.728		

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	☐ 森林として所有 ☐ 林地の開発（具体的には、 ） ☒ その他（具体的には、 未定（遺産分割後検討） ） ※（ ）には、林地の開発やその他所有の目的（例：住宅建築）を記載。	
森林の土地の境界	☐ 地籍調査済み又は測量済 ☐ 未測量であるが境界は把握 ☒ 境界未把握、不明等	
備考	届出人及び持分割合は別紙のとおり 営林一郎は境界を承知している 【遺産分割協議未了（相続人共同届出）】	

注意事項

↑相続の状況等について参考となる事項があれば備考欄に記載

- 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

法定相続人が共同で届け出る場合における、届出人の別紙記載例
※告示で定めている様式ではないので、必要な事項が記載されていれば様式は問わない

別紙 「1 所有権の移転に関する事項」のうち、届出人である新所有者について

※届出人は下記のとおりであり、全員が共同で届け出るものである。
また、「2 土地に関する事項」の全ての筆について、下記記載の持分割合により共有しているものである。

1	氏名	営林 一郎		持分割合	1/3
	住所	〒 000 ー 0000 〇〇村大字△△12			
	連絡先	電話番号	XXXX-XX-XXXX		
		メールアドレス	ー		
	国籍等	☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） └ ☐ うち、永住者又は特別永住者			
2	氏名	営林 二郎		持分割合	1/3
	住所	〒 000 ー 0000 ●●県▲▲市■町1-2-3			
	連絡先	電話番号	XXX-XXX-XXXX		
		メールアドレス	jiro@abcdmail.com		
	国籍等	☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） └ ☐ うち、永住者又は特別永住者			
3	氏名	営林 梅子		持分割合	1/3
	住所	〒 000 ー 0000 ●●県▼▼市◆町4-5-6			
	連絡先	電話番号	XXXX-XX-XXXX		
		メールアドレス	ー		
	国籍等	☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） └ ☐ うち、永住者又は特別永住者			
4	氏名			持分割合	
	住所	〒 ー			
	連絡先	電話番号			
		メールアドレス	ー		
	国籍等	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） └ ☐ うち、永住者又は特別永住者			
5	氏名			持分割合	
	住所	〒 ー			
	連絡先	電話番号			
		メールアドレス	ー		
	国籍等	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） └ ☐ うち、永住者又は特別永住者			

⑤ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が終了した場合（１）
（相続後 90 日以内に遺産分割協議が終了）

※ 相続後 90 日以内に下記の内容の届出書を提出すれば、③又は④の届出書は
不要となります。

3 規則第 7 条第 1 項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出

↓相続開始日から 90 日以内である必要

令和9年(2027年)2月20日

〇 〇 村 長 殿

↑森林の土地が所在する村長に提出（届出人住所地ではない）

※取得した森林の土地が複数の市町村に存する場合は、それぞれの市町村に提出

ます。

↓相続開始日(営林森男さんが亡くなった日)

1 所有権の移転に関する事項

所有権移転年月日 ※1	令和8年(2026年)11月23日	所有権移転の原因 ※2	☐ 売買 ☒ 相続 ☐ その他()
届出人である新所有者（譲受人、相続人等）		前所有者（譲渡人、被相続人等）	
氏名（法人の場合は名称） 営林 一郎		前所有者氏名（法人の場合は名称） 営林 森男 （法人の場合の代表者名）	
住所（法人の場合は本店の所在地） ※3 〒 000 - 0000 〇〇村大字△△12		前所有者住所（法人の場合は本店の所在地） 〒 000 - 0000 〇〇村大字△△12	
連絡先 ※3	電話番号 XXXX-XX-XXXX	※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日（被相続人の死亡の日）、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載 ※2 所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載 ※3 住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出 ※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載 ※5 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る） ※6 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様 ※7 議決権保有者が法人である場合は※4と同様 ※8 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択	
国籍等 ※4	☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） ↳ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5		
代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名）			
国籍等 ※4	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） ↳ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5		
役員 ※6	☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める（国名等： ） ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8		
議決権 ※7	☐ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 ☐ 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有（国名等： ） ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8		

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3	
	市町村名、大字、字 等	地番			
1	〇〇村△△	2012-11	2. 5250		※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載 ※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載 ※3 新たに所有者となった土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載
2	〇〇村△△	2012-12	1. 8695		
3	〇〇村△△	2012-13	3. 3340		
4	↑村内にある相続森林の全てを記載				
5					
合計			7. 7285		

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	☒ 森林として所有 ☐ 林地の開発（具体的には、 ） ☐ その他（具体的には、 ） ※（ ）には、林地の開発やその他の所有の目的（例：住宅建築）を記載。
森林の土地の境界	☐ 地籍調査済み又は測量済 ☒ 未測量であるが境界は把握 ☐ 境界未把握、不明等
備考	【遺産分割協議終了（共有状態届出無）】

注意事項

↑相続の状況等について参考となる事項があれば備考欄に記載

- 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 規則第 7 条第 2 項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

⑥ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が終了した場合（２）
（相続後 90 日を過ぎて遺産分割協議が終了）

※ ③又は④の届出に加えて、下記の内容の届出が必要となります。

※ 下記は、法定相続人が子 3 名で 1/3 ずつの持分を持ち、ある子が分割協議により取得した他の 2 名の持分の合計 2/3 について届出を行う場合の例。

3 規則第 7 条第 1 項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

↓遺産分割協議終了日から
90 日以内である必要

令和9年(2027年)7月3日

〇 〇 村 長 殿

↑森林の土地が所在する村長に提出（届出人住所地ではない）

※取得した森林の土地が複数の市町村に存する場合は、それぞれの市町村に提出 します。

↓遺産分割協議終了日（相続開始日ではない）

1 所有権の移転に

所有権移転年月日 ※1		令和9年(2027年)4月11日		所有権移転の原因 ※2		☐ 売買 ☒ 相続 ☐ その他()	
届出人である新所有者（譲受人、相続人等）				前所有者（譲渡人、被相続人等）			
全 て の 届 出 人 が 記 載	氏名（法人の場合は名称） 营林 一郎			前所有者氏名（法人の場合は名称） 营林 二郎 ほか1名（別紙のとおり） （法人の場合の代表者名）			
	住所（法人の場合は本店の所在地） ※3 〒 000 - 0000 〇〇村大字△△1 2			前所有者住所（法人の場合は本店の所在地） 〒 -			
	連絡先 ※3	電話番号 XXXX-XX-XXXX	メールアドレス —	↑前所有者が共有で複数名いる場合、 別紙に記載してもよい ※2 亡の日）、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載 ※3 所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載 ※4 住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出 ※5 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載 ※6 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る） ※7 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様 ※8 議決権保有者が法人である場合は※4と同様 ※9 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択			
	☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） うち、永住者又は特別永住者 ※5						
届 出 人 が 法 人 の 場 合 の み 記 載	代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名）						
	代表者 ※4	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） うち、永住者又は特別永住者 ※5					
	役員 ※6	☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める（国名等： ） ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8					
	議決権 ※7	☐ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 ☐ 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有（国名等： ） ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8					

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3	
	市町村名、大字、字 等	地番			
1	〇〇村△△	2012-11	2.5250	2/3	※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載 ※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載
2	〇〇村△△	2012-12	1.8695	2/3	
3	〇〇村△△	2012-13	3.3340	2/3	
4	↑村内にある相続森林の全てを記載				↑届出人が今回の遺産分割協議で追加的に取得した持分の割合を記載 ※前所有者に記載された方（森林の土地を相続しないこととなった法定相続人）の持分割合の合計と等しい
5					
合計			7.7285		

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	☒ 森林として所有 ☐ 林地の開発（具体的には、 ） ☐ その他（具体的には、 ） ※（ ）には、林地の開発やその他所有の目的（例：住宅建築）を記載。
森林の土地の境界	☐ 地籍調査済み又は測量済 ☒ 未測量であるが境界は把握 ☐ 境界未把握、不明等
備考	届出人は既に法定相続分1/3の持分取得について届出済みであり、今回の遺産分割協議で単独所有となるもの 【遺産分割協議終了（共有状態届出有）】

注意事項

↑相続の状況等について参考となる事項があれば備考欄に記載

- 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 規則第 7 条第 2 項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

前所有者が共有で複数名いる場合における、前所有者の別紙記載例
 ※告示で定めている様式ではないので、必要な事項が記載されていれば様式は問わない

別紙 「1 所有権の移転に関する事項」のうち、前所有者について

※前所有者は、下記の者による共有である。

1	前所有者氏名 (法人の場合は名称)	営林 二郎
	(法人の場合の代表者名)	
	前所有者住所 (法人の場合は本店の所在地)	〒 000 - 0000 ●●県▲▲市■町 1 - 2 - 3
2	前所有者氏名 (法人の場合は名称)	営林 梅子
	(法人の場合の代表者名)	
	前所有者住所 (法人の場合は本店の所在地)	〒 000 - 0000 ●●県▼▼市◆町 4 - 5 - 6
3	前所有者氏名 (法人の場合は名称)	
	(法人の場合の代表者名)	
	前所有者住所 (法人の場合は本店の所在地)	〒 -
4	前所有者氏名 (法人の場合は名称)	
	(法人の場合の代表者名)	
	前所有者住所 (法人の場合は本店の所在地)	〒 -
5	前所有者氏名 (法人の場合は名称)	
	(法人の場合の代表者名)	
	前所有者住所 (法人の場合は本店の所在地)	〒 -

⑦ 届出人が法人で他の法人との合併により所有権を取得した場合

※ 下記は、土地が6筆以上あるため別紙に記載する例。

3 規則第7条第1項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

↓所有権移転(合併)日から
90日以内である必要

令和9年(2027年)1月28日

〇 〇 市 長 殿

↑森林の土地が所在する市長に提出(届出法人の所在地ではない)

※取得した森林の土地が複数の市町村に存する場合は、それぞれの市町村に提出 出ます。

1 所有権移転日(法人合併の日) ↓

その他として具体的原因を記載 ↓

所有権移転年月日 ※1		令和8年(2026年)11月8日		所有権移転の原因 ※2		☐ 売買 ☐ 相続 ☒ その他(法人の合併)	
届出人である新所有者(譲受人、相続人等)				前所有者(譲渡人、被相続人等)			
全 て の 届 出 人 が 記 載	氏名(法人の場合は名称)			前所有者氏名(法人の場合は名称)			
	株式会社 ○○林業			株式会社●●林産			
	(法人の場合の代表者名)			代表取締役 ●● ●●			
	住所(法人の場合は本店の所在地) ※3			前所有者住所(法人の場合は本店の所在地)			
	〒 000 - 0000 ●●県△△市▲▲町1-1-1			〒 000 - 0000 ○○市□□町2-1-1			
連絡先 ※3	電話番号	XXX-XXX-XXXX		※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日(被相続人の死亡の日) 相続に伴う遺産分割協議の日			
メールアドレス	qwerty@marumaruforest.co.jp		※2 法人の設立準拠法制定国を選択 ※国内法人であれば、日本を選択				
国籍等 ※4	☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外(国名等:) □ うち、永住者又は特別永住者 ※5		※3 住所(法人の場合は本店の所在地)が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出				
届 出 人 が 法 人 の 場 合 の み 記 載	代表者	代表者の氏名(代表者が法人の場合は法人名)		※4 法人の場合はその設立に当たって準拠			
		代表取締役 ○○ ○○		←法人代表者及びその国籍を記入。 また、法人役員及び議決権保有者について同一国籍の者が過半を占める(保有する)国について選択			
	国籍等 ※4	☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外(国名等:) □ うち、永住者又は特別永住者 ※5		※5 議決権保有者が法人である場合は※4と同様			
	役員	☒ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める(国名等:) ☐ 上記のいずれにも該当しない ※6		※6 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択			
	議決権 ※7	☒ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 ☐ 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有(国名等:) ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8					

2 土地に関する事項 別紙のとおり

番	土地の所在場所 市町村名、大字、字 等	↑届出先市内にある所有権移続森林 の全てを記載する ※この例では6筆以上あるため別紙 に記載
1		
2		
3		
4		
5		
合計		

- ※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載
- ※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載
- ※3 新たに所有者となった土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	☒ 森林として所有 ☐ 林地の開発(具体的には、) ☐ その他(具体的には、) ※ () には、林地の開発やその他の所有の目的(例:住宅建築)を記載。
森林の土地の境界	☒ 地籍調査済み又は測量済 ☐ 未測量であるが境界は把握 ☐ 境界未把握、不明等
備考	

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

取得した森林の土地が6筆以上ある場合における、土地に関する事項の別紙記載例
 ※告示で定めている様式ではないので、必要な事項が記載されていれば様式は問わない

別紙 「2 土地に関する事項」

番	土地の所在場所		面積 (ha)	持分割合
	市町村名、大字、字 等	地番		
1	〇〇市▽▽▽	890	0.1020	
2	〇〇市▽▽▽	895	0.2111	
3	〇〇市▽▽▽	903	0.0322	
4	〇〇市▽▽▽	904	0.4050	
5	〇〇市▽▽▽	905	0.7778	
6	〇〇市▽▽▽	906	1.1506	
7	〇〇市▽▽▽	907	1.5234	
8	〇〇市▽▽▽	908	1.8962	
9	〇〇市▽▽▽	1020-1	2.2690	
10	〇〇市▽▽▽	1020-2	2.6418	
11	〇〇市▽▽▽	1020-3	3.0146	
12	〇〇市▽▽▽	2050	3.3874	
13	〇〇市▽▽▽	2054	3.7602	
14	〇〇市▽▽▽	2056	4.1330	
15	〇〇市▽▽▽	2099	4.5058	
16	〇〇市×××	25	4.8786	
17	〇〇市×××	26	5.2514	
18	〇〇市×××	26-4	5.6242	
19	〇〇市×××	30	5.9970	
20	〇〇市×××	477	6.3698	
21	〇〇市×××	478	0.0322	
22	〇〇市×××	490	0.4050	
23	〇〇市×××	1020	0.7778	
24	〇〇市×××	1025	1.1506	
25	〇〇市×××	1030-1	1.5234	
26	〇〇市×××	1030-25	1.8962	
27	〇〇市×××	3244	2.2690	
28	〇〇市×××	3266	2.6418	
29	〇〇市×××	3267	9.7250	
30	〇〇市×××	3268	4.5058	
31	〇〇市×××	3269	4.8786	
32	〇〇市×××	3270	5.2514	
33	〇〇市×××	3271-1	5.6242	
34	〇〇市×××	3271-5	5.9970	
35	〇〇市×××	3271-6	0.4050	
36	〇〇市×××	4555	0.7778	
37	〇〇市×××	4557	1.1506	
38	〇〇市×××	4606	2.5555	
39	〇〇市×××	4607	1.1444	
40	〇〇市×××	4608	0.0025	
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
合計			110.6449	

⑧ 届出人が国外に居住する外国人で森林の土地を売買で取得した場合

3 規則第7条第1項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

令和8年(2026年)8月5日

〇 〇 市 長 殿

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

1 所有権の移転に関する事項

所有権移転年月日 ※1	令和8年(2026年)6月30日	所有権移転の原因 ※2	☒ 売買 ☐ 相続 ☐ その他()
届出人である新所有者(譲受人、相続人等)		前所有者(譲渡人、被相続人等)	
氏名(法人の場合は名称)	John	所有者氏名(法人の場合は名称)	株式会社☆☆興産
住所(法人の場合は本店の所在地) ※3	〒 000 - 0000 【ABC国】 1234 ABC STREET #450 SEALAND DA 999	前所有者住所(法人の場合は本店の所在地)	
連絡先 ※3	電話番号 +XX-XXX-XXXXXXX メールアドレス JD@gggmail.com		
国籍等 ※4	☐ 日本国籍 ☒ 日本国籍以外(国名等: ABC国) □ うち、永住者又は特別永住者 ※5		
届出人が法人の場合のみ記載	代表者の氏名(代表者が法人の場合は法人名) 国籍等 ※4 ☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外(国名等:) □ うち、永住者又は特別永住者 ※5 役員 ※6 ☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める(国名等:) 議決権 ※7 ☐ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 ☐ 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有(国名等:) ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8	※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載 ※5 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択(個人に限る) ※6 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様 ※7 議決権保有者が法人である場合は※4と同様 ※8 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択	

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3	
	市町村名、大字、字 等	地番			
1	〇〇市大字▽▽字▲▲	178-25	0.4277		※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載
2					※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載
3					※3 新たに所有者となつた土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載
4					
5					
合計			0.4277		

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	☐ 森林として所有 ☒ 林地の開発(具体的には、別荘の建築) () ☐ その他(具体的には、) () ※()には、林地の開発(具体的には、別荘の建築)を記載。
森林の土地の境界	☒ 地籍調査済み又は測量済 ☐ 未測量であるが境界は把握 ☐ 境界未把握、不明等
備考	

注意事項

- 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

届出人の居住地が国外である場合における、国内の連絡先についての別紙記載例
 ※告示で定めている様式ではないので、必要な事項が記載されていれば様式は問わない
 ※連絡先となることを了承した者を記載すること
 ※届出人の親族等も可
 ※国内の連絡先となる者がいない場合は、別紙又は届出書の備考欄にその旨を記載

別紙 「国内の連絡先」 について

氏名又は名称	株式会社◇◇不動産
住所又は所在地	〒 000 — 0000 〇〇県〇〇市××3丁目23-12
電話番号	XXX-XXX-XXXX
メールアドレス	uketsuke@dia-amc.co.jp
担当課等	事業部営業課
届出人との関係	不動産の管理委託先

⑨ 届出人が国内法人で役員・議決権の過半を外国籍が占める場合

3 規則第7条第1項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

令和8年(2026年)12月10日

〇 〇 町 長 殿

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

1 所有権の移転に関する事項

所有権移転年月日 ※1		令和8年(2026年)10月5日		所有権移転の原因 ※2		☒ 売買 ☐ 相続 ☐ その他()	
届出人である新所有者(譲受人、相続人等)				前所有者(譲渡人、被相続人等)			
全 て の 届 出 人 が 記 載	氏名(法人の場合は名称)			前所有者氏名(法人の場合は名称)			
	合同会社 ○○プロジェクト258			森野 めぐみ			
	住所(法人の場合は本店の所在地) ※3			前所有者住所(法人の場合は本店の所在地)			
	〒 000 - 0000 ●●県△△市▲▲7丁目3-5 □□ビルディング4F			〒 000 - 0000 ○○町字▲▲129番地			
連絡先 ※3	電話番号	XXX-XXX-XXXX		※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続			
	メールアドレス	dev@shikakuenergy.co.jp		←届出人である法人の設立準拠法令			
国籍等 ※4	☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外(国名等:)			←届出人である法人の代表者について記載			
	└ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5			※この例では届出人である合同会社国内法人			
届 出 人 が 法 人 の 場 合 の み 記 載	代 表 者	代表者の氏名(代表者が法人の場合は法人名)		←届出人である法人の代表者について記載			
		代表社員 株式会社◇◇エナジー開発		※この例では届出人である合同会社の代表社員が法人(株式会社◇◇エナジー開発)で、国内法人			
	役 員	国籍等 ※4		※6 株式会社の場合は業務執行社員			
		☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外(国名等:)		←届出人である法人の役員や議決権保有者について記載			
議 決 権	※6		※この例では届出人である合同会社の業務執行社員の過半を☆☆共和国国籍の個人又は法人が占めている				
	☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☒ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める (国名等: ☆☆共和国)						
	※7						
	☐ 上記のいずれにも該当しない ※8						

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3	
	市町村名、大字、字 等	地番			
1	○○町大字▽▽字□□	1244	0.1244		※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載 ※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載 ※3 新たに所有者となつた土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載
2	○○町大字▽▽字□□	1246	0.5784		
3					
4					
5					
合計			0.7028		

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	☐ 森林として所有 ☒ 林地の開発(具体的には、太陽光発電施設の設置) ☐ その他(具体的には、) ※ () には、林地の	
森林の土地の境界	☒ 地籍調査済み又は測量済 ☐ 未測量であるが境界は把握 ☐ 境界未把握、不明等	
備考		

注意事項

- 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

(7) 保安林等に係る届出の内容の通知の記載要領

① 保安林等のみに係る届出の内容を通知する場合（記載例）

		番 号 年 月 日
都道府県知事 殿		〇〇市町村長
保安林等に係る森林の土地の所有者となった旨の届出の内容について（通知）		
森林法第10条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出について、保安林及び保安施設地区の区域の森林に係る届出があったので、同条第2項の規定に基づき通知する。 なお、届出書の内容は、別添の届出書の写しのとおりである。		
1 期間：	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日	届出ごとに通知する場合には不要。
2 届出書の数：	△△	

② 普通林とあわせて保安林等に係る届出の内容を通知する場合（記載例）

		番 号 年 月 日
都道府県知事 殿		〇〇市町村長
保安林等に係る森林の土地の所有者となった旨の届出の内容について（通知）		
森林法第10条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出について、保安林及び保安施設地区の区域の森林に係る届出があったので、同条第2項の規定に基づき通知する。 なお、届出書の写しについては、保安林及び保安施設地区の区域の森林以外の森林に係る届出書の写しとあわせて、別添のとおりである。		
1 期間：	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日	普通林と保安林等とを合わせた数を記載。
2 届出書の数：	△△	

(8) 指導書の作成例

① 虚偽の届出（届出書と添付書類の内容が整合せず、補正指示に従わない場合の指導の例）

指 導 書	
	年 月 日
殿	
〇〇市（町村）長	
年 月 日付けで提出のあった森林の土地の所有者届出書は、届出書と添付書類の内容が整合していないため、内容を変更するよう指導します。	
記	
1 理由	
届出書に記載されている森林の土地について、添付されていた売買契約書の写しに記載された取得森林の土地に含まれないものがあるため。	
2 指導事項	
届出書に記載されている森林の土地の全てについて、届出の原因を証明する書面を添付してください。又は、届出書に記載されている森林の土地の全てについて届出の原因を証明する書面がないならば、添付されていた売買契約書の写しに記載された取得森林の土地のみについて、届出をしてください。	
このことに従わない場合には虚偽の届出に該当し、森林法の規定に基づく過料の対象となります。	

② 無届（遅延届出の場合の指導の例）

指 導 書	
	年 月 日
殿	
〇〇市（町村）長	
貴殿から新たに森林の土地の所有者となった旨の届出がありましたが、届出の日が森林の土地の所有者となった日から 90 日を超えており、このことは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定に違反しています。	
今後、新たに森林の土地を取得したときには、関係法令を遵守し、所	

有者となった日から 90 日以内に、その土地の所在する市町村の長に届出書を提出してください。なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づく過料の対象となるものであり、その裁判に必要な手続を行うこととなりますので、十分留意願います。

③ 無届（錯誤等により届出書の提出をしていない場合の指導の例）

指 導 書

年 月 日

殿

〇〇市（町村）長

貴殿が取得した森林の土地は、地域森林計画の対象となっており新たに所有者となった旨の届出を要しますが、〇〇年〇〇月〇〇日時点で届出がされていません。このことは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定に違反していますので嚴重に注意します。

速やかに所定の届出書の様式に必要な事項を記載し提出してください。

また、今後、新たに森林の土地を取得したときには、関係法令を遵守し、所有者となった日から 90 日以内に、その土地の所在する市町村の長に届出書を提出してください。なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づく過料の対象となるものであり、その裁判に必要な手続を行うこととなりますので、十分留意願います。

4 Q & A

問 1 森林の土地の所有者届出制度の目的は何ですか。

- 1 森林法に基づき都道府県知事又は市町村の長が、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施する上で、森林所有者を把握することが重要であることから、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出等に関する規定が設けられています。
- 2 なお、森林の土地の所有者届出により得られた森林所有者情報は、林地台帳への反映を通じて、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用の下で、森林の経営の受託や森林施業の集約化に取り組む森林組合や林業事業体等に提供されることにより、森林所有者への働きかけが効率的に進む効果も大きい。

に期待されます。

問 2 新たに森林の土地の所有者となった者が当該土地について所有権の登記をし、登記所から市町村に送付される登記済通知書によりその旨を把握した場合も、森林の土地の所有者届出を求める必要はあるのですか。

1 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定においては、国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出をしたときは森林の土地の所有者届出を不要としています。登記を行った場合に届出を不要とする措置は定められていません。

※改正不動産登記法による相続登記の申請義務化（令和 6 年 4 月施行）後も同様です。

2 このため、新たに森林の土地の所有者となった者が当該土地について所有権の登記をし、その旨を市町村が把握しているとしても、その者は森林の土地の所有者届出を行う義務があります。

問 3 相続に関する森林の土地の所有者届出の手続について、具体的に教えてください。

1 相続の際、相続の開始（被相続人の死亡）のときから、相続財産は一旦法定相続人の共有物となり、相続財産の分割協議が整えば所有者が特定されることとなります。

2 このため、森林の土地の所有者届出については次のような手続となります。

① 被相続人の死亡日から 90 日以内に分割協議が整わない場合

被相続人の死亡日から 90 日以内に、法定相続人の共有物として届出が必要です。それぞれの方がそれぞれの持分割合について届出をすることも可能ですし、共同して届出をすることも可能です。

また、その後分割協議が整い、持分に変更があった場合は、その森林の土地の持分を取得した者（所有者となった者）は、分割協議の終了日から 90 日以内にその旨の届出を行うこととなります。

② 被相続人の死亡日から 90 日以内に分割協議が整った場合

所有権の移転が 2 回（被相続人の死亡、分割協議）あることとなりますが、分割協議により森林の土地の所有者となった方が、被相続人の死亡日から 90 日以内に届出を出せば、その届出だけで十分です。

問 4 届出書に添付することとされている届出の原因を証明する書類について、登記に関わる書類を添付しようと思いますが、登記事項証明書又はその

写しのほか、どのようなものが該当するのですか。

添付書類に使用できる登記に関わる書類として以下のものが考えられ、その写しも該当します。

なお、相続の際の添付書類については問5を参照してください。

- ・ 登記原因証明情報
- ・ 登記完了証（電子申請に係るもの）
- ・ インターネット登記情報提供サービスによって取得した登記情報（照会番号があるもの）
- ・ 登記識別情報通知
- ・ 登記済証

問5 相続により新たに森林の土地の所有者となった者は90日以内に登記を行わない場合もあり、また、売買のように契約書はありません。届出書に添付する届出の原因を証明する書面として、どのようなものが該当するのですか。

- 1 「届出の原因を証明する書面」は、届出の対象としている森林の土地及び新たに森林の土地の所有者となった者を確認できるものがが必要です。
- 2 このため、届出人が登記名義人となっている登記事項証明書（又はその写し）等の登記を確認できる書類、又は、届出人が森林の土地を相続したことを示す遺産分割協議書と目録の写しは、それらを添付書類とすることができます。
- 3 また、以下の①及び②の書面を組み合わせることで添付書類とすることができます。
 - ① 届出の対象となる森林の土地を確認するための、被相続人が所持していた登記済証、被相続人が所持していた登記事項証明書又は固定資産評価証明書等の写し
 - ② 相続及び相続人を確認するための、戸籍又は除籍謄本、相続人代表者指定届出等の写し、公正証書遺言書・検認済の自筆証書遺言書（遺言書により、相続財産である届出書記載の土地を届出者が取得することが確実であるものに限る。）

問6 届出人の国籍等を記載事項に追加したのはなぜですか。また、法人の場合に代表者等の国籍等の記載を求めることとした理由を教えてください。

- 1 届出書の記載事項に国籍等を追加することにより、外国人等による森林取得の実態を円滑かつ正確に把握するとともに、市町村が森林法上の行政処分や指導等

を行う際に、相手方の言語や文化的背景に配慮した方法でより実効的に行うことを可能とすることを目的としています。

- 2 また、法人の代表者は単独で、役員や議決権を保有する者はそれぞれの過半数を占めている場合、森林の取扱いについてその法人の方針を決定し得る存在となることから、法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国（以下、本Q & Aでは「設立準拠法国」といいます。）と併せて届出の記載事項に追加するものです。

問7 「国籍等」とは何を指すのですか。個人（自然人）の場合と法人の場合とでは記載する内容はどのように異なるのでしょうか。

- 1 個人（自然人）にあつては、「国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域」を指し、法人にあつては、設立準拠法国を指します。
- 2 届出書の記載に当たっては、個人の場合はパスポートや在留カード等に記載されている国名を記載してもらうようにしてください。また、林野庁が作成した届出書の作成支援ファイルでは、国名や地域名を選択できるようになっています。

問8 法人の役員等や議決権保有者とは具体的に誰のことですか。また、同一国が過半数を占めるとはどのような状態を指すのですか。

- 1 法人の役員等とは、名称を問わず、法人その他の団体において、その業務の執行、業務の監査等の職権を有する者をいい、主なものは次表のとおりです。

法人の種類	役員等
株式会社	取締役、会計参与及び監査役
持分会社（合同会社、合資会社及び合名会社）	業務執行社員 ※基本的に社員は業務執行権限を有するが、定款により業務執行権限を有さない社員がいる場合、当該社員は除外
役員として法令上理事、監事を規定している法人（森林組合、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等）	理事、監事

同一国が過半数を占めるとは、役員全員の人数を分母に、同一の国籍等を有する役員的人数を分子とする割合が50%を超える場合をいいます。

例えば、役員が5人の法人において、国籍がA国の者が3人である場合には、A国の役員の割合が3/5となることから、A国を届け出ることになります。

- 2 議決権を保有する者は、それぞれの法人設立根拠法令の規定に従いますが、主なものは次表のとおりです。

法人の種類	議決権保有者
株式会社	株主 ※議決権を行使できない株式は過半数の算定から除外
持分会社（合同会社、合資会社及び合名会社）	業務執行社員 ※役員欄と同内容の記載となる
森林組合	組合員
一般社団法人、特定非営利活動法人	社員
一般財団法人	評議員

同一国が過半数を占めるとは、総議決権数を分母に、特定の国籍等である議決権者が保有する議決権の合計を分子とする割合が、50%を超えた状態をいいます。

例えば、株式会社（資本多数決法人）の場合は、総議決権数（株式）を分母、特定の国籍等である株主の議決権（株式）の合計を分子とする割合が、50%を超えた状態をいいます。

また、持分会社や森林組合等の場合は、総議決権保有者数（人数）を分母、特定の国籍等である議決権保有者数（人数）を分子とする割合が、50%を超えた状態をいいます。

なお、議決権保有者が法人である場合、その国籍等は設立準拠法国により判断します。議決権保有者である法人の代表者や役員の国籍等を把握する必要はありません。

問9 届出書を提出したことについて、届出人から市町村の長の証明を求められた場合、どのように対処すればよいですか。

- 1 行政手続法上、形式的要件に適合した届出書が提出先に到達したときに届出の義務は完了しており、行政庁が応答をすべき旨は定められていません。これを踏まえ、本制度では、届出書が到達したことを届出人に通知することとはしていません。
- 2 このため、届出の義務が完了している旨を届出人に口頭で伝えることで問題はありませんが、市町村の判断により、接受した届出書の写しや届出書の提出を受けた旨を記載した文書を交付する等の対応を妨げるものではありません。
もとより、届出行為によって、当該土地の所有権の帰属が確定されるものではありませんので、その旨を届出人には丁寧に説明してください。

5 参考資料

(1) 関係法令

① 森林法（抄）（昭和 26 年法律第 249 号）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第十条の七の二 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

（森林所有者等に関する情報の利用等）

第百九十一条の二 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（林地台帳の作成）

第百九十一条の四 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となつている民有林に限る。以下この条から第百九十一条の六までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、林地台帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表）

第百九十一条の五 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を図るため、林地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

- 2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。
- 3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の地図について準用する。

第二百十三条 第十条の七の二第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

② 森林法施行規則（抄）（昭和 26 年農林省令第 54 号）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第七条 法第十条の七の二第一項本文の規定による届出は、新たに地域森林計画の対象となつてゐる民有林の土地の所有者となつた日から九十日以内に届出書（一通）を市町村の長に提出してしなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 当該土地の位置を示す地図
 - 二 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面
- 3 法第十条の七の二第二項の規定による通知は、届出のあつた日から三十日以内に第一項の届出書の写しを添えてするものとする。

③ 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（抄）（昭和37年農林省告示第851号）

3 規則第7条第1項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

1 所有権の移転に関する事項

所有権移転年月日※1		年 月 日	所有権移転の原因※2	☐ 売買 ☐ 相続 ☐ その他（ ）
届出人である新所有者（譲受人、相続人等）				前所有者（譲渡人、被相続人等）
全ての届出人が記載	氏名（法人の場合は名称）		前所有者氏名（法人の場合は名称）	
	住所（法人の場合は本店の所在地）※3 〒 —		前所有者住所（法人の場合は本店の所在地） 〒 —	
	連絡先 ※3	電話番号 メールアドレス	※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日（被相続人の死亡の日）、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載 ※2 所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載 ※3 住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出 ※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載 ※5 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る） ※6 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様 ※7 議決権保有者が法人である場合は※4と同様 ※8 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択	
	国籍等 ※4	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） ↳ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5		
届出人が法人の場合のみ記載	代表者	代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名）		
	国籍等 ※4	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外（国名等： ） ↳ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5		
	役員 ※6	☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める（国名等： ） ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8		
	議決権 ※7	☐ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 ☐ 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有（国名等： ） ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8		

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3	
	市町村名、大字、字 等	地番			
1					※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載 ※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載 ※3 新たに所有者となつた土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載
2					
3					
4					
5					
合計					

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	☐ 森林として所有 ☐ 林地の開発（具体的には、 ） ☐ その他（具体的には、 ） ※（ ）には、林地の開発やその他所有の目的（例：住宅建築）を記載。
森林の土地の境界	☐ 地籍調査済又は測量済 ☐ 未測量であるが境界は把握 ☐ 境界未把握、不明等
備考	

注意事項

- 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

(2) 関係通知

本制度の運用に当たっては、以下の関係通知も参照してください。

- ① 森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について（平成 23 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 312 号林野庁長官通知）
- ② 森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について（平成 23 年 4 月 22 日付け 23 林整計第 26 号林野庁長官通知）
- ③ 登記情報の電子データによる提供について（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 林整計第 122 号林野庁森林整備部計画課長通知）
- ④ 固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 342 号林野庁森林整備部計画課長通知）
- ⑤ 森林法の改正に伴う土地部局の対応について（平成 24 年 3 月 29 日付け国土動整第 26 号国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長通知）
- ⑥ 林地台帳制度の運用について（抄）（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 395 号林野庁長官通知）